

# 福井県報

第 2756 号  
平成 28 年  
9 月 2 日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1800円郵送料共

## 目次

### 告示

- 農地中間管理機構の住所および農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更(四一四・地域農業課)……………一
- 道路の位置の指定(四一五・丹南土木事務所)……………一

### 公告

- 平成二十八年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級および単一等級)の実施(労働政策課)……………一
- 土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所)……………四
- 土地改良区の役員の退任(三件・坂井農林総合事務所)……………四
- 土地改良区の役員の就任(三件・同)
- 公共測量の実施(土木管理課)……………五
- 公共測量の終了(同)……………五

## 告示

### 福井県告示第414号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第5条第2項の規定に基づき、公益社団法人ふくい農林水産支援センターから次のとおり、住所および農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

- 変更後の住所  
福井市寮町辺操52番21号
- 変更後の農地中間管理事業を行う事務所の所在地  
福井市寮町辺操52番21号
- 変更年月日  
平成28年7月11日
- 変更の理由  
福井合同庁舎耐震化工事に伴う移転

### 福井県告示第415号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年9月2日

福井県丹南土木事務所長 中村

### 和弘

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
鯖江市当田町10字2番地1  
丸美建設不動産株式会社  
代表取締役 伊部 美之

- 道路位置の指定表示

道路の指定を受け た位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
鯖江市石田上町1 8字22番9	6.00	43.56

## 公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成28年度後期技能検定(特級、1級、2級、3級および単一等級)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

- 等級ごとの実施検定職種

- (1) 特級

特級の検定職種のうち後期(平成28年10月1日から平成29年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次のとおりとする。

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造

紳士服製造、プラスチック成形およびパン製造

- (2) 1級および2級

1級および2級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	全科目	全科目
金型製作	プレス金型製作・金属プレス加工法	プレス金型製作作業
工場板金	全科目	全科目
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	全科目	全科目
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
和裁	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法	印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業
製版	なし	なし
プラスチック成形	ブロー成形法	射出成形作業およびブロー成形作業
パン製造	なし	なし
菓子製造	和菓子製造法	和菓子製造作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	全科目	全科目
厨房設備施工	なし	なし
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	全科目
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	全科目	全科目
ガラス施工	なし	なし
テクニカルイラストレーション	なし	全科目
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図手書き作業および機械製図CAD作業
金属材料試験	全科目	全科目
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

## (3) 3級

3級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実

技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
和裁	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
鉄筋施工	なし	なし
テクニカルイラストレーション	なし	全科目
機械・プラント製図	なし	全科目

(4) 単一等級  
 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
パルコニー施工	なし	なし

- 2 試験科目  
 実技試験および学科試験
- 3 手数料、実施期日および実施場所等
  - (1) 手数料  
 実技試験および学科試験とも福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）で定める金額とする。
  - (2) 実施期日  
 ア 実技試験

平成28年12月1日(木)から平成29年2月12日(日)までの間に  
 おいて、別に福井県職業能力開発協会  
 (以下「開発協会」という。)が指定  
 する日に実施する。

イ 学科試験

等級および検定職種に応じ次の期日  
 に実施する。ただし、1の表において  
 選択科目を掲げるものにあつては、当  
 該選択科目に係る学科試験に限る。

(ア) 平成29年1月22日(日)

a 1級および2級

機械検査、電気機器組立て、婦  
 人子供服製造、配管、型枠施工、  
 ガラス施工および金属材料試験

b 3級

電気機器組立ておよび配管

(イ) 平成29年1月29日(日)

a 特級

铸造、金属熱処理、機械加工、  
 放電加工、金型製作、金属プレス  
 加工、工場板金、めつき、仕上げ  
 、機械検査、ダイカスト、電子機  
 器組立て、電気機器組立て、半導  
 体製品製造、プリント配線板製造  
 、自動販売機調整、光学機器製造  
 、内燃機関組立て、空気圧装置組  
 立て、油圧装置調整、建設機械整  
 備、婦人子供服製造、紳士服製造  
 、プラスチック成形およびパン製  
 造

b 1級および2級

さく井、金型製作、工場板金、  
 油圧装置調整、農業機械整備、冷  
 凍空気調和機器施工、紙器・段ボ  
 ール箱製造、パン製造、厨房設備  
 施工、防水施工および機械・プラ

ント製図

c 3級

造園、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作および機械・プラント製図

d 単一等級

バルコニー施工

(ウ) 平成29年2月5日(日)

a 1級および2級

半導体製品製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、プラスチック成形、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、テクニカルイラストレーションおよび塗装

b 3級

機械加工、機械検査、和裁、プラスチック成形、建築大工、鉄筋施工およびテクニカルイラストレーション

c 単一等級

電子回路接続および樹脂接着剤注入施工

注 入 施 工

(3) 実施場所

実技試験および学科試験とも別に開催協会から通知する。

(4) 実技試験問題の公表

実技試験の試験問題は、平成28年1月24日(木)に開発協会において公表する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部または一部を公表しないものがある。)

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、当該免除を受けることができる旨を証する書面

(2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003

福井市松本3丁目16-10

福井県職員会館ビル4階

電話 0776-27-6360

(3) 受付期間

平成28年10月3日(月)から平成28年10月14日(金)まで(日曜日、土曜日および祝日を除く。)

なお、郵送により提出する場合には、平成28年10月14日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙および受検案内は、開発協会において交付する。申請書の用紙の郵送を希望する場合には、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用切手(205円)を同封の上、請求すること。

イ 申請書を郵送により提出する場合には、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書し、所定の手数料を同封して、現金書留郵便により送付すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料および学科試験の手数料の合計額(実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合にあっては、当該免除に係る試験の手数料を除いた額)に相当する現金を申請書に添えて納付すること

なお、いったん納付された手数料は、返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を平成29年3月10日(金)に福井県庁1階に掲示するほか、書面により通知する。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知

実技試験または学科試験のいずれかのみに合格した者については、開発協会が書面により通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には、合格証書および技能士章を交付する。

7 その他

技能検定についての問い合わせは、福井県職業能力開発協会(電話 0776-27-6360)または福井県産業労働部労働政策課(電話 0776-20-0388)に対し行うこと。

九頭竜川左岸用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成28年6月30日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 中垣内 一夫 福井市江上町38-11

十郷用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成28年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 山本 文雄 坂井市春江町中庄55-16  
〃 坪田 正美 坂井町上兵庫60-13  
〃 森 健一 丸岡町舟寄77-4  
〃 長谷川喜道 坂井町東長田20-10  
〃 西野 清志 坂井町長屋31-61  
〃 渡邊 治 坂井町東27-26-1  
〃 高橋 文利 坂井町上関45-30  
〃 黒川 龍二 春江町石塚54-21  
〃 堀川 清治 春江町藤薮塚27-1-1  
〃 土田 好美 あわら市下番5-4  
〃 高橋 正徳 中浜32-16  
〃 谷島 幸男 市姫2-20-6  
監事 古川 亨 坂井市坂井町五本17-50  
〃 田崎 忠一 坂井町大味28-8  
〃 林 数幸 春江町大牧12-38  
〃 半田 正美 あわら市谷島21-17

高棕用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成28年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事 木村 強 坂井市坂井町宮領42-2  
〃 山田 源則 丸岡町坂倉31-8  
〃 大崎 武久 丸岡町下久米田 15-4

〃 中山 勝美 丸岡町小黒34-11  
〃 吉田 俊雄 丸岡町吉政34-13  
〃 道見 英夫 丸岡町西瓜屋10-25  
〃 山田 巧 丸岡町松川1-148  
〃 金元 賢治 丸岡町一本田福所 10-19

監事 西岡 紀夫 坂井市丸岡町八ツ口10-30  
 〃 森下 陽一 吉田郡永平寺町松岡畑42-16  
 〃 松本 幸雄 坂井市丸岡町猪爪6-1  
 〃 喜多喜代志 〃 丸岡町宇田4-20

新江土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成28年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
 平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
 理事 井上 清 坂井市丸岡町与河72-1  
 〃 嶋田 明良 〃 丸岡町上久米田29-9  
 〃 元井 義信 〃 丸岡町下久米田42-1  
 〃 杉田 重則 〃 丸岡町山崎三ヶ23-1  
 〃 松澤 晃 〃 丸岡町小黑56-16  
 〃 林 義雄 〃 丸岡町伏屋11-1  
 〃 遠藤 正 〃 丸岡町長畝59-14  
 監事 奥下 保 〃 丸岡町大森10-4  
 〃 山本 和男 〃 丸岡町篠岡16-5  
 〃 西出 幹男 〃 丸岡町女形谷39-25

十郷用土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成28年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
 平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
 理事 山本 文雄 坂井市春江町中庄55-16  
 〃 坪田 正美 〃 坂井町上兵庫60-13  
 〃 森 健一 〃 丸岡町舟寄77-4  
 〃 高橋 正徳 あわら市中浜32-16  
 〃 高橋 文利 坂井市坂井町上関45-30

〃 西端 勲 坂井市春江町中庄21-11  
 〃 藤田 政治 あわら市中番28-1  
 〃 堀川 清治 坂井市春江町藤鷹塚27-1-1  
 〃 長谷川喜道 〃 坂井町東長田20-10  
 〃 谷 岩男 〃 坂井町西20-1  
 〃 藤崎 恒美 あわら市上番99-17-1  
 〃 江川 権一 坂井市坂井町河和田18-2  
 〃 古川 亨 〃 坂井町五本17-50  
 監事 澤崎 直明 あわら市大溝1-3-18  
 〃 小林 謙一 坂井市春江町西長田23-25-1  
 〃 飛田 善輝 〃 坂井町下兵庫93-1-39

高柳用土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成28年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
 平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
 理事 木村 強 坂井市坂井町宮領42-2  
 〃 山田 源則 〃 丸岡町板倉31-8  
 〃 大崎 武久 〃 丸岡町下久米田15-4  
 〃 中山 勝美 〃 丸岡町小黑34-11  
 〃 道見 英夫 〃 丸岡町西瓜屋10-25  
 〃 古屋敷一夫 〃 坂井町田島5-28-2  
 〃 松原 久信 〃 丸岡町牛ヶ島6-38  
 〃 上田 清次 〃 丸岡町千田10-21  
 監事 西岡 紀夫 〃 丸岡町八ツ口10-30  
 〃 山田 巧 〃 丸岡町松川1-148  
 〃 池内 謙一 〃 丸岡町筑後清水13-16  
 〃 藤澤 憲治 〃 丸岡町一本田福所 25-12

新江土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成28年4月1日に役

員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
 平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏名 住所  
 理事 井上 清 坂井市丸岡町与河72-1  
 〃 嶋田 明良 〃 丸岡町上久米田29-9  
 〃 奥下 保 〃 丸岡町大森10-4  
 〃 林 義雄 〃 丸岡町伏屋11-1  
 〃 松本 一男 〃 丸岡町長畝48-34  
 〃 藏元 勝城 〃 丸岡町下久米田23-51  
 〃 北 克己 〃 丸岡町小黑25-3  
 監事 山本 和男 〃 丸岡町篠岡16-5  
 〃 杉田 重則 〃 丸岡町山崎三ヶ23-1  
 〃 上田喜興一 〃 丸岡町山久保13-4

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。  
 平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

- 1 測量計画機関の名称  
福井市
- 2 作業の種類  
福井市域水準点測量【2級水準測量】（地盤変動調査のため）
- 3 作業の期間  
平成28年8月17日から平成29年2月28日まで
- 4 作業の地域  
福井市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の

規定により、越前町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。  
 平成28年9月2日

福井県知事 西川 一誠

- 1 測量計画機関の名称  
越前町
- 2 作業の種類  
公共測量（土地区画整理）
- 3 作業の期間  
平成28年3月28日から平成28年9月30日まで
- 4 作業の地域  
越前町気比庄

平成二十八年九月二日印  
平成二十八年九月二日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県  
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番